

西諸広域行政事務組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成 30 年 3 月 31 日

西諸広域行政事務組合理事会

西諸広域行政事務組合消防長

西諸広域行政事務組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「法」という。）第 15 条に基づき、西諸広域行政事務組合理事会（以下「理事会」という。）及び西諸広域行政事務組合消防長（以下「消防長」という。）が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画の期間は、平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本計画は、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、必要に応じ計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等を行うこととする。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第 15 条第 3 項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成 27 年内閣府令第 61 号。以下「内閣府令」という。）第 2 条に基づき、理事会及び消防長において、それぞれの女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

（1）理事会部局

- ①平成 34 年度までに、女性職員比率を、平成 29 年度実績（25%）より引き上げて、50%にする。
- ②現状把握に努め、平成 34 年度までに、制度が利用可能な男性職員の配偶者出産休暇、育児参加のための休暇の取得割合を 80%以上にする。

（2）消防長部局

- ①平成 34 年度までに、女性消防吏員比率を、平成 29 年度実績（0%）より引き上げて、2%以上にする。
- ②現状把握に努め、平成 34 年度までに、制度が利用可能な男性職員の配偶者出産休暇、育児参加のための休暇の取得割合を 80%以上にする。

4. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

3. で掲げた数値目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

(1) 理事会部局

- ①平成 30 年度から、女性が活躍できる職場であることをホームページ等で広報する。
- ②平成 30 年度から、職員に対し配偶者出産休暇、育児参加のための休暇の利用に向けた通知を出し、制度の周知を徹底する。

(2) 消防長部局

- ①平成 30 年度から、女性消防吏員ゼロを解消するため、職員採用試験委員会等にて職員採用募集の際の身体的・体力的制限が、消防の職務遂行上、必要最小限度かつ社会通念からみて妥当な範囲のものかの検討を重ねる。また、消防吏員を希望する女性職員への仕事内容等の説明会を行い受験しやすい状況を整える。
- ②平成 30 年度から、職員に対し配偶者出産休暇、育児参加のための休暇の利用に向けた通知を出し、制度の周知を徹底する。